

道路区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更した。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市秋葉区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成21年7月3日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				幅員（m）	延長（m）
県道	新潟小須戸三条線	新潟市秋葉区水田字中谷内 40番2地先から 新潟市秋葉区水田字中谷内 203番地先まで	前	12.2～20.5	236.5
		新潟市秋葉区水田字中谷内 40番2地先から 新潟市秋葉区水田字中谷内 203番地先まで	後A	12.2～20.5	236.5
		新潟市秋葉区水田字中谷内 40番2地先から 新潟市秋葉区水田字滝沢 2529番地先まで	後B	6.7～23.0	290.0
		新潟市秋葉区水田字滝沢 2558番地先から 新潟市秋葉区水田字滝沢 2565番地先まで	後C	10.0～19.0	45.0

備考 上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。